

上関原子力発電所の安全確保等に関する連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 上関原子力発電所の立地に関し、知事意見に係る国の対応状況の評価
・検証等を行うとともに、関係部局の総合調整を図るため、上関原子力発電所の安全確保等に関する連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 上関原子力発電所建設計画に係る知事意見に対する国の対応状況及び原子炉設置許可申請についての評価・検証に関すること。
- (2) その他上関原子力発電所に関し、必要と認められること。
- (3) 会議の結果について、その都度知事に報告及び協議を行うこと。

(構成)

第3条 会議は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は副知事をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は会長が応じて招集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。

(幹事会)

第5条 会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、商工労働部理事をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、会長の命を受けて会議の事務を処理する。
- 6 前条の規定は、幹事会の会議に準用する。

(顧問)

第6条 会長は、必要に応じて、山口県原子力安全顧問に出席を求めることがある。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、商工労働部商政課とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成22年2月9日から施行する。

別表第1
(委員)

総務部長	総合政策部長	地域振興部長	環境生活部長
健康福祉部長	商工労働部長	農林水産部長	土木建築部長
教育次長			

別表第2
(幹事)

総務部	人事課長
総合政策部	政策企画課長
地域振興部	地域政策課長 市町課長
環境生活部	県民生活課長
健康福祉部	厚政課長
商工労働部	商政課長
農林水産部	農林水産政策課長
土木建築部	監理課長
教育庁	教育政策課長